

災害時における施設使用に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と学校法人郁文館夢学園（以下「乙」という。）とは、災害時における指定避難所の確保について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する学校法人郁文館夢学園奈良原研修センター鴻夢館を指定避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 災害時等において、乙は、甲が指定避難所として指定する学校法人郁文館夢学園奈良原研修センター鴻夢館の本館及び別館（以下「施設」という。）を市民等に使用させるものとする。

（施設変更の報告）

第3条 乙は、施設の増改築等により、本協定による施設の範囲及び面積等に変更が生じる場合又は事情により使用が不可能となる場合は、遅滞なく甲に連絡するものとする。

（指定避難所の開設）

第4条 甲は、災害時等において、指定避難所を開設する必要が生じたときは、乙に対して、施設を使用することを要請することができる。

2 甲は、前項に規定する要請にあっては、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で行うものとする。ただし、口頭による場合は、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、指定避難所を開設するときは、乙の立会いのうえ指示に従うものとする。

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次に掲げる内容について協力するものとする。

- (1) 乙は、業務に支障を生じない範囲で、施設を提供することに努めるものとする。
- (2) 避難者の受け入れ可能人員及び必要物資等の調達については、甲乙双方が協議し、別に定めるものとする。

（施設使用料）

第6条 本協定に基づく施設の使用料は無料とする。

（施設の管理）

第7条 災害時等に甲が施設を使用する場合の施設の管理及び運営については、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第8条 前条の施設の管理及び運営に関わる費用については、甲の負担とする。

（指定避難所の閉設）

第10条 甲は、指定避難所を閉設するときは、乙に使用終了届を提出するとともに現状復旧を行い、乙の確認を受けた後、乙に明け渡すものとする。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、第4条第2項に規定する要請の手続きを迅速かつ円滑に行うため、連絡担当者を定めるものとする。また、この協定期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以後同様とする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

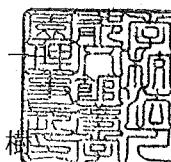
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年1月4日

甲 長野県東御市県281番地2
東御市長 花岡利夫



乙 東京都文京区向丘2-19
学校法人 郁文館夢学園
理事長 渡邊美樹



（指定避難所解消への努力）

第9条 災害時等に指定避難場所として使用した場合、甲は、乙が早期に業務を再開できるように配慮するとともに、当該指定避難所の早期閉設に努めるものとする。

災害時における施設使用に関する覚書

東御市（以下「甲」という。）と学校法人郁文館夢学園（以下「乙」という。）とは、令和4年1月4日付をもって締結した「災害時における施設使用に関する協定書」第5条の規定による災害時等の協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（受入れ可能人員）

第1条 避難者の受入れ可能人員は、次に掲げる人員を基本とする。

- (1) 施設を乙が実施する合宿等で使用している場合の受入れ人員は、200人とする。
- (2) 前号以外の受入れ人員は、533人とする。

（避難場所）

第2条 施設の使用場所（以下「避難場所」という。）は、次に掲げる場所を基本とする。

- (1) 施設を乙が実施する合宿等で使用している場合は、教室（6部屋）、研修室（1部屋）、講堂及び図書室を避難場所とする。
- (2) 前号以外は、前号の避難場所に宿泊室を加える。

（物資調達）

第3条 避難者の避難生活に必要な食料及び飲料水並びに物資は、甲が調達するものとする。ただし、次に掲げる物資については、必要に応じ、甲は乙に借用することができるものとする。

項目	借用上限数
寝具類一式	333セット
毛布	200枚

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この覚書を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年1月4日

甲 長野県東御市県 281 番地 2

東御市長 花岡利



乙 東京都文京区向丘 2-19

学校法人 郁文館夢学園

理事長 渡邊美

